

新しい軽減の対象となる世帯の例

		保育園・認定こども園・幼稚園等への入園期間									
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	...	中3	...
0歳児～2歳児クラスのお子さんが第1子の場合											
改正前		第1子 全額									
				第1子の場合も所得割課税額が57,700円未満の世帯は半額軽減されます。							
改正後		第1子 全額もしくは半額軽減(※1)									
0歳児～2歳児クラスのお子さんが第2子の場合											
改正前		第2子 半額軽減				第1子 					
改正前		第2子 全額				第1子 					
				保育園等の同時利用に関わらず、第2子は半額軽減されます。 (※1 所得割課税額が57,700円未満の世帯の第2子は無料。)							
改正後		第2子 無料(※1)もしくは半額軽減				第1子 					
0歳児～2歳児クラスのお子さんが第3子の場合											
改正前		第3子 無料		第2子 		第1子 					
改正前		第3子 6,000円もしくは2割減免				第2子 		第1子 			
				保育園等の同時利用に関わらず、第3子は無料。							
改正後		第3子 無料				第2子 		第1子 			

最年長の子どもから数えて第1子は全額もしくは半額軽減、第2子は半額軽減もしくは無料、第3子は無料となります。保育園等を同時利用している場合の減免はこれまでどおりです。